

——まず、平成28年度税制改正大綱をご覧になつての感想をお聞かせください。

柴原 FPが注目する配偶者控除の見直しを柱とする所得税の基本的考え方」の部分からいくつか改革は、今年もまた決められませんでしたね、というのが第一の感想です。消費税の軽減税率導入と法人実効税率の引下げを

除けば、全体として小ぶりな改正内容になつていますが、冒頭の「平成28年度税制改正の基本的考え方」の部分からいくつか税制改正大綱をご覧になりながら読んでいただくとわかりやすいと思います。

8ページの個人寄附に係る寄

付金税制の見直しの部分には、「わが国の寄附金税制は、主要諸外国にはない税額控除の選択がとられているなど充実したものが、本当に充実したものといえます。

いま評判のふるさと納税自体、本来の寄附とは異なる方向に向

かっているように思います。

——ふるさと納税については企業版もできますね。

柴原 企業版ふるさと納税につ

いては、10ページに「現行の損

金算入措置に加えて、法人事業

税・法人住民税及び法人税の税額控除を導入し、寄附金額の約

6割の負担を軽減する」と書い

てあります。個人のふるさと納

税は10割戻つてきますが、法人

は6割です。

平成28年度税制改正大綱のポイント スイッチOTC薬控除の創設や 社会保険料控除の見直しなど 社会保障関連の改正にも注目を

去る平成27年12月16日、自民・公明両党は、平成28年度税制改正大綱を決定した。

当初12月10日を目指にまとめる予定であつたが、軽減税率の導入を巡って両党の折衝が長引き、1週間遅れの決定となつた。法人実効税率の引下げなどが話題だが、FPとして知つておきたい改正項目について、税理士法人柴原事務所の柴原一氏にお話をうかがつた。



柴原一・税理士法人柴原事務所代表社員に聞く

と書いてありますね。医療費控除を説明する際に、よく「奥さん

の医療費も一緒に申告していいよ」と言われていますが、正確には、奥さんの医療費を夫が払つたのであれば認めてあげるよ、という規定です。

ところが、奥さんの介護保険料が奥さんの年金から天引きされている場合、夫が支払つたことはいえません。だから受けない

れを【見直しの方向性】として「配偶者・親族の合計所得金額が基礎控除額（38万円）以下である場合に、納税者において控除を受けられる」ということにして、夫の所得から控除できるようになります。高齢者の介護保険料は年金から天引きされますが、所得金額が小さいと、一家の誰の所得からも控除できないという問題が生じています。

効果はわかるが
効果は疑問の改正項目

柴原 18ページからが「平成28年度税制改正の具体的な内容」で大綱の考え方です。これは平成29年度からになる予定ですが、弱者にやさしい税制ということができます。FPとしては注目してほしい部分です。

柴原 18ページからが「平成28年度税制改正の具体的な内容」で大綱の考え方です。これは平成29年度からになる予定ですが、弱者にやさしい税制ということができます。FPとしては注目してほしい部分です。

柴原 18ページからが「平成28年度税制改正の具体的な内容」で大綱の考え方です。これは平成29年度からになる予定ですが、弱者にやさしい税制ということができます。FPとしては注目してほしい部分です。

被相続人以外に居住をしていた者がいない一人暮らしの「被相続人居住用財産」に限られます。また、相続のときから譲渡のときまで事業や貸付、居住の用に供されていないということも条件です。

ただし、家屋と土地との譲渡の対価の合計額が1億円を超えたときはこの特例は適用されませんので、1億500万円で売ったほうが得だというアドバイスは成り立つかもしれません。

また、家屋は昭和56年5月31日以前に建てられたのですから、基本的に地震に対する安全性は担保されていませんので、適合するように増改築したもの売る、あるいは取り壊してから売ることになります。

そのほか、この特例はいわゆる取得費加算の特例との選択適用とするほか、居住用財産の買換等の特例との重複適用その他所要の措置を講ずるとあり

対象となる家屋は、昭和56年5月31日以前に建築された家屋ということですから、かなり古いものだということができます。しかも、相続開始の直前に被相続人の居住の用に供されていて、

経過する日の属する年の12月31日までの間に1億円以下で譲渡した空き家およびその敷地については、居住用不動産の300万円特別控除が使えるというものです。

5月31日以前に建築された家屋ということですから、かなり古いものだということができます。しかも、相続開始の直前に被相続人の居住の用に供されていて、